

【問い合わせ先】

第八管区海上保安本部

広報地域連携室

奥野 今出

0773-76-4100（内線 2111・2117）



平成 29 年 1 月 26 日
第八管区海上保安本部

平成 28 年における海上犯罪取締りの状況

平成 28 年の第八管区海上保安本部管内（福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県の各沿岸部）における海上犯罪の送致件数は 445 件（前年比 59 件増）

密漁等の「漁業関係法令違反」及び船舶の無検査等の「海事関係法令違反」の合計が全体の 4 分の 3 を占める

1 送致状況（件数）

	漁業関係	海事関係	刑法犯	環境関係	その他	合計
H28	209	123	43	40	30	445
H27	192	97	41	25	31	386

その他法令：電波法等

2 法令別送致状況

（1）漁業関係法令違反

密漁等の漁業関係法令違反の送致件数は 209 件（前年比 17 件増）

密漁事犯のうち、さざえ、あわび等の密漁事犯が 205 件を占める。

【主な事例】

平成 28 年 7 月に陸行巡回中の当庁職員が、鳥取県岩美郡岩美町の海域にてさざえ等を採捕している男性 4 名を発見、職務質問を実施した。同男性らは漁業権等を有しておらず、違法採捕の事実を否認したことから、漁業法違反の現行犯として逮捕した。

（2）海事関係法令違反

海事関係法令違反の送致件数は 123 件（前年比 26 件増）

海事関係法令違反のうち、

- ・ 船舶の検査を行っていない等の「船舶安全法違反」が 58 件

- ・ 無資格の者に船舶を運航させる等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」が 30 件
- ・ 船員の雇入れ成立の届出を行っていない等の「船員法違反」が 18 件を占める。

(3) 刑法犯

刑法犯の送致件数は 43 件（前年比 2 件増）

刑法犯のうち、船舶同士の衝突等の「業務上過失往来危険」が 32 件を占める。

(4) 環境関係法令違反

環境関係法令違反の送致件数は 40 件（前年比 15 件増）

環境関係法令違反のうち、

- ・ ゴミの不法投棄等の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」が 27 件
- ・ 船舶からの油排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」が 13 件

を占める。

(5) その他法令違反

その他法令違反の送致件数は 30 件（前年比 1 件減）

その他法令違反のうち、

- ・ 船舶での無線局の不法開設等の「電波法違反」が 14 件
- ・ 標識の不掲示等の「遊漁船業の適正化に関する法律違反」が 8 件

を占める。

3 今後の取り組み

引き続き、関係機関と連携し指導・啓発に努めるとともに、航空機による広域監視や立入検査の徹底等、厳正な監視・取締りを実施して、地域の安全、安心に寄与することとします。